

軽自動車税の税率について

グリーン化特例（軽課）が延長されました

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が1年間延長になりました。

これにより、平成28年4月から平成29年3月に新規取得した三輪、四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

車両種別			税率（年税率）		
			(ア)	(イ)	(ウ)
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84) 1966 (直通)

確定申告書等の提出の際には、

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が
必要となります。

本人確認書類

【個人番号カードをお持ちの方は…】

- ◇個人番号カードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ◇ご自宅等からe-Taxで送信する方は、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

【個人番号カードをお持ちでない方は…】



番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード

などのうちいずれか1つ

※確定申告の詳細につきましては、広報ごか2月号でお知らせします。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84) 1966 (直通)